

広報 ふちゅう 8

目次

- 2 | 町からのお知らせ
- 8 | まちのわだい
ふちゅう子育て応援イクフレ
- 10 | 暮らしのガイド
- 17 | ふるさとふちゅう再発見
図書館からの今月読むならコレ!
休日診療当番医
- 18 | ふちゅうの宝みつけた!
わが家のアイドル

広報ふちゅうをより読みやすくするため、イクフレ・暮らしのガイドの見出し欄を変更しました。また、文字を従来よりも大きくしています（一部除く）。

町の人口

令和6年7月1日現在
人口 52,287人
男 25,659人
女 26,628人
世帯数 23,897世帯

令和6年の火災と救急

令和6年7月1日現在
火災 4件
救急 1,391件

記号・略語の説明

時日時 所場所 内内容 対対象
定定員 持持ってくるもの
¥参加費・料金 講講師・指導
申申し込み方法など
締申込み締め切り日 問問い合わせ先
(料金や申し込み方法の記載がないものは無料、申し込み不要。)
Ⓜ「高齢者いきいき活動ポイント事業」対象
HPはホームページを指します。

向洋駅北口駐輪場の利用方法が変わります

問自治振興課協働推進係 (☎ 286-3185)

9月1日(日)から向洋駅北口駐輪場が機械化することに伴い、利用方法等が次のようになります。

利用時間	365日 24時間
駐車料金	自転車100円、バイク200円（従来通り） ※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方は免除になります。詳しくは町HPをご覧ください。
支払方法	現金に加え、キャッシュレス決済も使えます。
回数券	駐輪場内の券売機でプリペイドカードを購入できます（従来通り、1,000円/11回分）。 ※従来の回数券はサービス券と交換します。自治振興課にお問い合わせください。
管理人	繁忙時間を除き、無人となります（防犯カメラ5台を設置しています）。 ※駐車券を紛失した場合など、事前精算機のインターホンでオペレーターにお問い合わせ頂きます。
入場時	駐車券を発券してゲートを開きます。
退場時	事前精算機に駐車券を挿入し、現金・キャッシュレス決済で精算します。

◆詳しくは町HPをご覧ください。

町HPは
こちら▶



広島市シェアサイクルピーすくる 臨時駐輪ポートが設置されました

問自治振興課商工観光係 (☎ 286-3128)



8月から10月までの3か月間、向洋駅南口・北口に「ピーすくる」の臨時駐輪ポートが設置されます。町内には役場前とイオンモール広島府中に常設の駐輪

ポートがありますが、府中町南部にも常設を目指していますので、たくさんのご利用をお待ちしています。

◆利用には事前の会員登録が必要です。
(利用は有料)

詳しくは町HPをご覧ください。

町HPは
こちら▶



お特な乗り放題パスも!

つばきバスに「MOBIRY DAYS」が導入されます

問都市整備課都市計画係 (☎ 286-3181)



乗車券サービス
「PASPY」が令和
7年3月29日(土)に
廃止されます。そ
れに伴い、新しい

乗車券サービス「MOBIRY DAYS」が
つばきバスに導入されることになりました。

つばきバスからのお知らせ

お得な「30日間乗
り放題パス」を販売
しています。

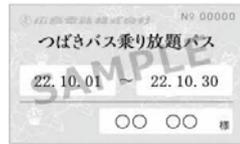
【紙版】 ¥3,300円

イオンモール広島府中2階
インフォメーションで購入

【デジタル版】 ¥3,000円

ウェブサイトで購入

◆詳しくは町HPをご覧ください。



<MOBIRY DAYSについて>

- 事業者 広島電鉄株式会社
- 開始時期 令和6年9月7日(土)
- 利用方法
 - 【スマートフォン】アプリを入れる。
 - 【ICカード】広島電鉄窓口で申請。
- チャージ方法
 - 【クレジットカード・銀行口座】
アプリ等から千円単位で。
 - 【現金】広島電鉄窓口で (ICカードのみ)。
- 乗車方法
乗車時に、アプリに表示されたQR
コードまたはICカードを専用の車載機
にかざします。
- ◆詳しくは公式HPをご覧ください。



町HPは
こちら▶



MOBIRY DAYS
公式HPは
こちら▶

定期活動グループ主催 体験学習参加者募集!

学習ボランティア活動 問府中公民館 (☎286-3276) 問電話・来館で (先着順)

活動名	日時	対象/定員	参加費	持ってくるもの	指導グループ
新体操を楽しもう	8月21日(水) 16:00~17:50の間	年少~小学生男子 /10人、幼児女子・ 小学生女子/各5人	無料	タオル、お茶、 動きやすい服装で	キートス新体操 クラブ

1グループ1ボランティア活動 問南公民館 (☎286-3277)

問往復はがきの【往信用】に希望の番号・教室名・氏名(ふりがな)・年齢・学年・学校名・郵便番号・住所・電話番号を【返信用】に申込者の住所・氏名を記載して南公民館へ郵送(※兄弟姉妹は1枚のはがきで可) 締①②8月13日(火)、③④8月20日(火)【いずれも必着】

番号・教室名	日時	対象/定員	参加費	持ってくるもの	指導グループ
①夏のイメージの絵をガラスに 描こう(ガラス絵)	8月23日(金) 16:30~18:30	小学生/10人	300円	鉛筆、消しゴム、絵具 セット、ぞうきん、お茶、 汚れてもよい服装で	アートスタジオ ブレンズ
②親子でバドミントン 夏休みの思い 出にバドミントンを楽しもう! (南小体育館)	8月25日(日) 10:00~12:00	小・中学生と その保護者/6組	無料	お茶、体育館シューズ、 運動のできる服装で	初級バドミントン ミックスベジタブル
③ストレッチエアロビクス	9月2日(月) 10:00~11:15	どなたでも/5人	無料	5本指ソックス、お茶、 マット、体育館シユ ーズ、動きやすい服装で	健康エアロクラブ
④外国人の先生と英語でボードゲーム をしよう!	9月5日(木) 19:00~20:00	英会話に興味のある 成人/8人	無料	特になし	木曜英会話クラブ

児童手当の制度が一部変更になります

問子育て支援課子ども家庭係 (☎ 286-3163)

児童手当の制度改正を令和6年10月分から実施します(下表参照)。この制度改正により次に当てはまる人は新たに申請が必要です。

- 所得上限限度額超過により令和6年9月分の手当を受給していない人
- 末子が高校生年代(18歳到達後の最初の年度末まで)以上で令和6年9月分の手当を受給していない人
- 令和6年9月分の手当を受給しており、高校生年代の児童がいる人(場合により申請不要)

- 令和6年9月分の手当を受給しており、児童が3人以上いて、18歳に到達した年度末以降から22歳に到達した年度末までの児童がいる人
- ※公務員の人は職場に確認してください。また、手当の受給者が町外在住の場合は、居住地の自治体に確認してください。
- 8月下旬から9月上旬頃、申請案内を送付しますので、申請書を記入し、子育て支援課に提出してください。
- ◆詳しくは町HPをご覧ください。



	令和6年9月分まで	令和6年10月分から
支給対象	「国内に住所を有する中学校卒業までの児童」を養育している町内在住の人	「国内に住所を有する高校生年代までの児童」を養育している町内在住の人
所得制限	あり	なし
手当月額	【3歳未満】 15,000円 【3歳～小学校卒業まで】 ●第1子・第2子 10,000円 ●第3子以降 15,000円 【中学生】 10,000円 【特別給付】 5,000円	【3歳未満】 ●第1子・第2子 15,000円 ●第3子以降 30,000円 【3歳～高校生年代まで】 ●第1子・第2子 10,000円 ●第3子以降 30,000円
支払回数	年3回(2月・6月・10月)	年6回(偶数月)
多子加算対象	18歳到達後の最初の年度末まで	22歳到達後の最初の年度末まで

定額減税補足給付金(調整給付)を支給します

問府中町コールセンター (☎ 286-3246)

令和6年度住民税所得割または令和6年分所得税が課税されている人で、定額減税しきれないと見込まれる人(定額減税可能額が減税前の税額を上回る人)に、定額減税しきれない額を1万円単位で切り上げて支給します(令和6年1月1日時点の住所地で支給)。

- 対象者へ7月に確認書を送付しています。確認書に必要事項を記入し、添付書類を添えて総務課に郵送してください。
- ※確認書に記載したQRコードから電子申請できます。
- 10月31日(休)【当日消印有効】
- ◆詳しくは町HPをご覧ください。



ひとり親家庭等のための制度

☎子育て支援課こども家庭係 (☎ 286-3163)

児童扶養手当

ひとり親家庭等の自立を支援するため、18歳の年度末までの児童（中度以上の障害がある場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭等の保護者に支給します。

☑次のいずれかの状況にある児童を養育している、父・母・養育者

- 父母が離婚した
- 父または母が死亡・生死不明である
- 父または母が重度の障害の状況にある
- 父または母に1年以上遺棄されている
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている
- 父または母が1年以上拘禁されている
- 婚姻によらずに生まれ、父または母から養育されていない

☑対象となる人は、子育て支援課こども家庭係（役場2階④番窓口）で必要な書類を確認し、認定請求書を提出してください。

手当月額

- ①児童1人
45,500円～10,740円
- ②児童2人目
①に加え10,750円～5,380円
- ③児童3人目以降
①②に加え6,450円～3,230円

※令和6年11月分から3人目以降も2人目と同額

※認定後、申請月の翌月分から支給します。また、受給者または同居の扶養義務者の所得が一定額以上ある場合は、（一部）手当が支給されません。

町HPIは
こちら▶



既に受給している人は
現況届の提出が必要です。

7月末に対象者へ
書類を送付しています。
8月中に手続を。

その他の主な制度

	制度の名称	概要	問い合わせ
貸付	母子・父子・寡婦福祉資金	ひとり親家庭等の人、寡婦の人への目的に応じた資金を貸付。 ※要事前相談。	子育て支援課 こども家庭係 ☎286-3163
手当	ひとり親家庭等入学祝金	ひとり親家庭等の児童が小中学校に入学する時に、入学祝金を支給。※所得制限あり。	
助成	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の人がかかったとき、医療費の自己負担分を助成。※所得税非課税世帯のみ。	学校教育課 児童生徒係 ☎286-3271
	就学援助	小中学校に通学している児童・生徒の給食費・学用品費等を援助。※所得制限あり。	
	上下水道料金の一部助成(減免)	ひとり親家庭等の世帯が居住している住宅の水道料金・下水道使用料の一部を助成(減免)。※所得制限あり。◆11ページ参照。	環境課 環境衛生係 ☎286-3242
	自立支援教育訓練給付金	就職のための教育訓練講座の受講に要した経費のうち60%を支給。※要事前相談、所得制限あり。	子育て支援課 こども家庭係 ☎286-3163
高等職業訓練促進給付金	看護師(准看護師)、介護福祉士、保育士等の資格取得のための養成機関で6か月以上修業する人にその期間の生活費として、月10万円または7万5000円を支給。※要事前相談、所得制限あり。		
税金	ひとり親控除	婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子がいる合計所得金額が500万円以下の単身者は、所得控除あり。	税務課 町民税係 ☎286-3143
	寡婦控除	「ひとり親控除」に該当せず、合計所得金額が500万円以下で、次のいずれかに当てはまる人は、所得控除あり。 ①夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がいる人 ②夫と死別した後婚姻していない、または夫が生死不明のままである人（扶養親族の要件なし）	

障害のある人とその家族のための手当

問 福祉課障害者福祉係 (☎ 286-3161)

精神または身体に障害があるため、日常生活で特別の介護を必要とする在宅の障害者や障害児の保護者などに手当を支給します(申請書を提出した月の翌月分から)。※支給にはそれぞれ要件があります。詳しくはお問い合わせください。

特別障害者手当

②次に当てはまる常時特別の介護が必要な20歳以上の在宅の障害者

- ①重度の障害(概ね身体障害者手帳1～2級または内科的疾患、知的障害、重度の精神疾患)が重複する
- ②重度の障害があり、日常生活において①と同程度の介護を必要とする

支給額 月額28,840円

特別児童扶養手当

②次に当てはまる20歳未満の児童を家庭で監護する(主に生計を維持する)父・母・養育者

- ①身体障害者手帳 概ね1～4級
- ②療育手帳 概ねA～B
- ③精神障害者保健福祉手帳(一部)
- ④上記①～③と同程度

支給額(1人あたり)

1級 月額55,350円、2級 月額36,860円

障害児福祉手当

②次に当てはまる常時介護が必要な20歳未満の在宅の児童

- ①身体障害者手帳 概ね1～2級
- ②療育手帳 概ねA～A
- ③精神障害者(障害基礎年金1級程度)
- ④上記①～③と同程度

支給額 月額15,690円

既に受給している人は現況届の提出が必要です。

8月上旬に対象者へ書類を送付します。8月中に手続きを。

届いていますか？被保険者証・受給者証

下表の被保険者証と受給者証を更新し、7月に発送しました。

種類	色	留意点	問い合わせ
国保被保険者証・被保険者証兼高齢受給者証	紫色	更新申請は不要。有効期限：令和7年7月31日 ^(※) ※令和7年7月31日までに70歳になる人は、70歳になる月の末日まで。令和7年7月31日までに75歳になる人は、75歳になる日の前日まで。	保険年金課 国民健康保険係 ☎286-3236
後期高齢者医療被保険者証	水色	更新申請は不要。有効期限：令和7年7月31日	保険年金課 年金福祉医療係 ☎286-3154
重度心身障害者医療費受給者証	クリーム色	更新申請が済んでいる人には発送しています。 申請がまだの人は、至急申請してください。	福祉課 障害者福祉係 ☎286-3161
ひとり親家庭等医療費受給者証	黄緑色		子育て支援課 こども家庭係 ☎286-3163

【12月2日からはマイナ保険証へ】

- 12月2日からはマイナ保険証での受診を基本とする仕組みに移行しますが、今回送付した保険証は有効期限まで使えます。
- 12月2日以降、マイナ保険証がない人には、有効期限が切れる前に「資格確認書」を発行します(申請不要)。医療機関を受診するときは、「資格確認書」を提示してください。

いきいきライフを応援! 令和6年度高齢者いきいき活動ポイント事業

問 高齢介護課高齢者福祉係 (☎ 286-3256)

仲間同士での健康づくりや、地域活動への参加により、高齢者の皆さんが元気になる「高齢者いきいき活動ポイント事業」を行っています。体調に気を付けて、無理のない範囲でご参加ください。

対 9月1日時点で町内に住所がある65歳以上の人

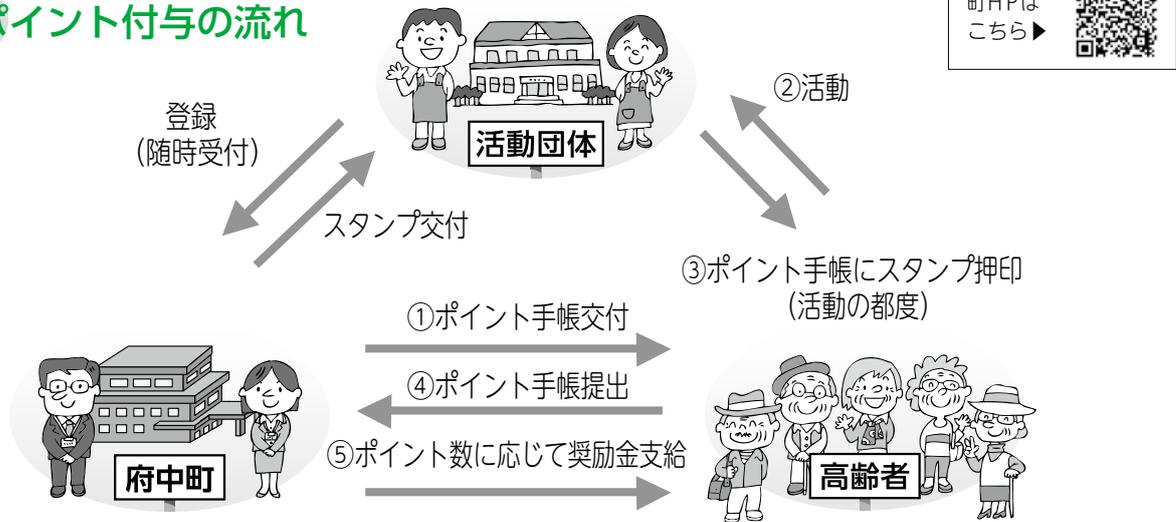
ポイント付与期間

令和6年9月1日(日)～令和7年8月31日(日)

年間獲得ポイント数の上限

100ポイント (奨励金1万円)

ポイント付与の流れ



- 活動団体の登録も、随時募集しています。
- 令和6年8月末までに貯めたポイントは、令和6年度のポイント手帳（赤色）に繰り越せません。

高齢者いきいき活動ポイント事業

Q & A

Q 個人の活動は対象になりますか

A 個人での活動を否定するものではありませんが、第三者が活動実績を確認できる場合に限り、ポイントを付与しています。
新たにグループを作るか、既にあるグループへの参加をご検討ください。

Q 活動実績を確認できない場合でもスタンプを押してもいいですか

A 活動実績が確認できない場合は、スタンプを押すことはできません。

Q 町外に転出した場合、ポイント手帳はどうなりますか

A 町外に転出された場合でも、ポイント手帳の有効期限内であれば使用できます。また、広島市、海田町の登録団体が行う活動に参加した場合もポイントが付与されます。

- ◆本紙に掲載しているポイント付与の対象となる事業には、を表示しています。
- ◆状況に応じ、マスクの着用・手洗いの徹底など、必要な感染防止対策に努めて頂いたうえでご参加ください。